

舞鶴市木造住宅簡易耐震改修助成の概要

■ 簡易耐震改修助成と耐震改修助成の比較表

	簡易耐震改修助成	耐震改修助成
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月以前建築 木造（在来構法等） 1/2以上を住宅に使用 	同左
補助率	4/5	同左
補助金上限額	40万円	115万円
耐震診断	国が認定した耐震診断方法	同左
対象経費	耐震性が確実に向上する改修に要する費用	評点が1.0以上に向上する改修に要する費用
対象工事	①屋根の軽量化 ②壁の補強等 ③床の補強 ④基礎の補強 ⑤建築士が耐震性の向上を確認した工事等 ※単なる劣化改善は対象外	建築士等の設計による、評点を向上させるために必要な工事

上記以外にも利用の条件や事前の手続きがありますので、市役所住宅課（Tel.66-1050）までお問い合わせください。

■ 簡易耐震改修の対象工事の例

①屋根の軽量化

- ◆瓦屋根→スレート屋根 等
- ※部分的な軽量化は⑤建築士の確認等要



②壁の補強等

- ◆筋交いや構造用合板による補強 等
- ※パラスティック又は⑤建築士の確認等要



③床の補強

- ◆火打梁なし→構造用合板を設置 等
- ※部分的な補強は⑤建築士の確認等要



④基礎の補強

- ◆無筋コンクリート基礎→鉄筋コンクリート基礎 等
- ※部分的な補強は⑤建築士の確認等要

